



記者発表資料

平成30年6月13日
中央区役所地域振興課
くらし安心室
電話 221-2248
内線 93-240

千葉市中央区役所における「不審者情報」のメール誤送信について

千葉市中央区役所では、町内自治会等に対する「不審者情報」の配信に際して、受信者が別の受信者全員のメールアドレスを閲覧できる状態で誤送信した、メールアドレス漏えい事態が発生しましたので、お知らせします。

1 発生日時

平成30年6月11日（月）9：22頃

2 判明経緯

誤送信メールを受信した方1人から指摘があり、送信情報を確認し事態が判明。

（判明日時）平成30年6月11日（月）10：54

3 誤送信した情報及び件数

町内自治会会員、学校の教員及びPTA関係者等 127人分のメールアドレス127件

4 原因

「不審者情報」を送信した際、BCC欄に受信者のメールアドレスを入力すべきところ、CC欄に入力して送信したことによる。

5 対応状況

メールアドレスが漏えいした利用者に対し、メールにて謝罪するとともに該当メールの削除を依頼。

6 再発防止策

(1) 複数の方にメール送信する時には2人以上の職員による確認の徹底

(2) メール送信手順のチェックシートの活用及び職員研修の実施